

株式会社北海道銀行が実施する 株式会社 CLTmat に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社北海道銀行が実施する株式会社 CLTmat に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025 年 5 月 23 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 CLTmat に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が株式会社 CLTmat（「CLTmat」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、CLTmat の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、CLTmat がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

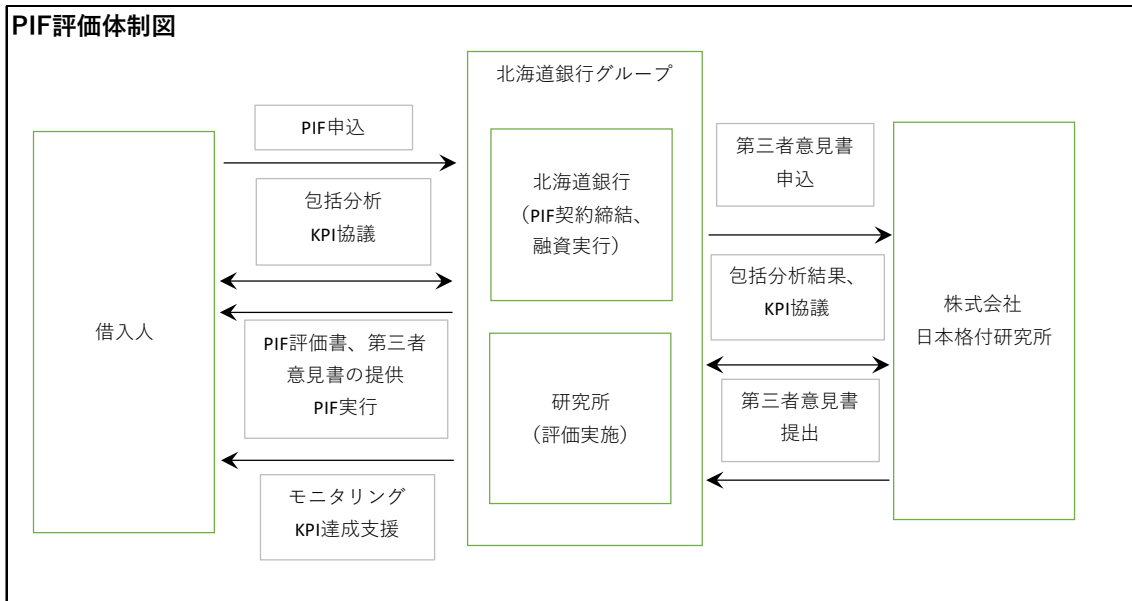
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である CLTmat から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【株式会社 CLTmat】

評価実施機関： 株式会社道銀地域総合研究所

株式会社 道銀地域総合研究所
DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、株式会社 CLTmat（以下、(株)CLTmat）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、(株)CLTmat に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社 CLTmat
借入金の金額	30 百万円
借入金の資金使途	事業資金
モニタリング期間 （返済期限）	5 年 （2030 年 4 月 30 日）

1. 株式会社 CLTmat の事業概要

（1）会社概要

企業名	株式会社 CLTmat
従業員数	0 人※（2025 年 4 月設立現在）
売上高	0 百万円（2025 年 4 月設立現在）
所在地	北海道札幌市中央区大通東四丁目 2 番地 2・5 A 号室
主たる事業分野	建設資材等の賃貸業
親会社	株式会社イトイグループホールディングス
グループ会社	株式会社イトイ産業

※従業員に代表取締役、取締役（2 名）は含まれない。

2025 年 4 月現在、経理及び一般事務業務社員（1 名）、営業業務社員（2 名）、材料管理社員（1 名）が在籍しているが、グループ会社への業務委託による社員の出向のため、現状の従業員数には含まれない。

(2) 会社設立の背景

①「CLTmat」の概要

「Cross Laminated Timber」の略称の「CLT」は、日本語では「直交集成板」と呼ばれるもので、主にスギやヒノキ、カラマツ等の木材を使用しており、これらの板を交互に接着剤で貼り付けた大きなボードが「CLTmat」である。

この「CLTmat」の用途の一つが木製敷板の役割であり、軟弱地盤の補強や道路の仮設等の土木工事において幅広く活用が期待されている。従来使用している金属製敷板と比較して軽量であることと、運搬が容易でコストも削減できるという特長がある。加えて、循環型資源利用や温室効果ガスの排出抑制に寄与するといった環境への配慮も兼ね備えており、地域の森林環境の保全にもつながることが期待されている。

現状、「CLTmat」は 2021 年より林野庁の補助事業※での実証実験や試験レベルで使用されたことに加え、2023 年 10 月には国土交通省の NETIS(新技術情報提供システム)に登録され、日本国内でのより一層の普及拡大が期待されている。

②会社設立の背景

「CLTmat」の普及拡大に向けては、まだ日本国内で営業展開を図っていく体制が未整備であることに加え、初期投資も大きいことが課題となっている。今回、親会社である株式会社イトイグループホールディングス、グループ会社である株式会社イトイ産業の建設関連事業で培った知見とリソースの活用のほか、全国にある CLT 工場との連携により安価で品質を保った製品製造やメンテナンスが可能であると判断したことから、「CLTmat」に特化した事業を北海道はもとより全国規模での展開を図っていき、収益化を目指すことを目的に(株)CLTmat の設立に至った。

※林野庁「令和 5 年度花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策」

北海道士別市に本社を置く株式会社イトイグループホールディングスと株式会社 sonraku は、一般社団法人日本 CLT 協会と連携し、「CLTmat」の走行耐久試験を実施し、結果の解析を行った。本試験は、一般社団法人日本 CLT 協会が林野庁の補助事業として実施している「土木分野における CLT の生産技術・利用技術の実用化および普及に向けた社会実証」の一環として、土木工事現場での使用における「CLTmat」の耐久性の判断基準を確立するために実施し、その結果を解析したものである。

主な試験内容として、「CLTmat」上を建機により 100 回周回し、「CLTmat」の損傷程度（欠損深さ）を測定したもので、最大欠損深さが 5 - 6 mm となっており、「CLTmat」の耐久性に問題ないことが分かった。



写真：「CLTmat」の走行耐久試験の様子
(出所) 株式会社イトイグループホールディングス

（３）主な業務内容

（株）CLTmat は、「CLTmat」のレンタル事業を中心に展開するとともに、保管、修繕、清掃等の物品管理を物流拠点で行う。将来的には、使用限界となった「CLTmat」をチップ化して、木質バイオマス発電またはボイラー用に販売することも検討している。

図表 1 （株）CLTmat のビジネススキーム



（出所）株式会社イトイグループホールディングス

（４）企業理念、経営方針等

①経営理念

経営理念	人・木・地 ３層に交わり重なる想いを未来へ
経営理念についての考え方	人の為、木の為、地域の為。その想いを三層に交差して重ねます。木を活用し、脱炭素による地球環境の持続性への貢献と森林資源の付加価値を上げ、地域に経済効果を生み出します。

(5) 内部環境・外部環境

①内部環境

1) 参入障壁の構築

新設法人である㈱CLTmatは、「CLTmat」のレンタル事業を展開していく上で、競合他社との差別化を図るために、以下の参入障壁の構築に取り組んでいる。

①	グループ会社である株式会社イトイ産業は、国土交通省の新技术情報提供システム「NETIS」に「CLTmat」を登録した（2023年10月）。「NETIS」に登録されている製品を実際の工事で活用することで、活用の効果に応じて工事成績評定での加点の対象となる。また、総合評価方式においても「有用な新技术（効果が優れていた技術）」と位置づけられている「NETIS」の登録製品の活用を提案すると評価の対象になるなど、公共工事の入札に有利になるメリットがある。
②	製品名である「CLTmat」と同じ社名にすることで、知名度の向上を図っていく。
③	電子タグを活用した在庫管理システムである「RFID（Radio Frequency Identification）」を導入することで、複数のタグを一度に読み取ることが可能となり、在庫管理や棚卸し作業の効率が向上するなどのメリットがある。
④	将来的には、使用限界となった「CLTmat」をチップ化することで、原料調達から、製造、流通、廃棄、リサイクルまで含めたすべてのライフサイクルの一元的管理を目指す。
⑤	「CLTmat」専用の積み降ろし治具の自社開発を図っていく。

図表 2 「NETIS」に登録されている「CLTmat」

The screenshot displays the NETIS homepage with a search bar containing 'CLTmat'. Below the search bar, a table lists search results. The first result is 'CLTmat(シー・エル・ティ・マト) (HK-230014-A)' with a description in Japanese. The table includes columns for 'No.', '技術名称', '登録年度', '登録評価年月日', '技術の位置付け', '活用効果調査(件数)', '活用効果評価', '事前審査', '先行実証評価', and '備考'.

No.	技術名称	登録年度	登録評価年月日	技術の位置付け	活用効果調査(件数)	活用効果評価	事前審査	先行実証評価	備考
1	CLTmat(シー・エル・ティ・マト) (HK-230014-A) 本技術は軽量で強度の高い木材製品CLTを活用した敷設で、従来の鉄板で対応していた。本技術の活用により軽量化による運搬効率の向上、落下リスク軽減、温室内効果ガス削減、循環型資源の利用等、経済性、品質、安全性、施工性、環境性の向上や工程短縮が期待できる。	2023 (R05)							

(出所) NETIS

【ポイント】

- ・主力製品である「CLTmat」は、国土交通省の新技术情報提供システム「NETIS」に登録済、本製品を活用することで公共工事の入札に有利になるメリットがある。
- ・将来的には、使用限界となった「CLTmat」をチップ化することで、原料調達から、製造、流通、廃棄、リサイクルまで含めたすべてのライフサイクルの一元的管理を目指す。

②外部環境

1) 「CLTmat」と敷鉄板との比較

「CLTmat」と敷鉄板と比較した際、そのメリット・デメリットは以下のとおり。

	主な項目	主な内容
メリット	価格面	m ² 当たり単価は、敷鉄板の約半分程度である。 敷鉄板 : 1.9 万円/m ² CLTmat : 1.1 万円/m ²
	輸送・作業コストの低減	・敷鉄板の鉄の比重 7.8 に対して、「CLTmat」の木材の比重は 0.4 ・「CLTmat」の 1 枚当たりの重量が軽く、20 トントレーラーでの運搬では、敷鉄板と比較して輸送コストが 1/5 となる。 ・クレーン、4t ユニックを使用した際、横持ちが可能となり作業効率の向上にも貢献する。
	木材の優位性を活かした活用	・現場に即したサイズ調整、接合部の加工等、施工性の向上が見込まれる。 ・強度や耐久性等の使用限界を迎えた後、チップ化することにより、バイオマス発電の燃料として再利用が可能である。
	労働環境の改善	・軽量であるため、積み下ろし時に発生する事故リスクが低減する。 ・敷鉄板と比較して熱の分散効果が高く、高温時期におけるケガ等の低減により、労働環境の改善に寄与することが見込まれる。
	2050 ゼロカーボン北海道の実現に貢献	・生産、加工、輸送、施工において、再利用の循環サイクルを実現することにより、全ての過程で温室効果ガスの排出削減が見込まれる。
デメリット	耐朽性	・「CLTmat」の耐用年数は 3～5 年であるのに対して、敷鉄板は修繕を加えながらの長期間の利用が可能である。
	強度	・厚みが強い曲げ強度が高い一方で、強い力が加わると曲がるのではなく、折れる場合がある。
	安定性	・敷鉄板は重量があるのでずれにくいことから、「CLTmat」よりも安定性がある。

2) 市場への導入戦略

先述の競合他社との差別化を図るための参入障壁をベースにして、今後の市場参入や新たな市場構築に向けた導入戦略は以下のとおり。

①	グループ会社である株式会社イトイ産業の強みである土木技術を活用しながら、引き続き「CLTmat」の実証実験を実施し、耐久性の向上を図っていく。
②	JAS（日本農林規格）ではない CLT を仕入れることで原価を抑制する。
③	全国の CLT 工場との連携により各工場の得意分野を活用することで、「CLTmat」の品質向上を図っていく。
④	国土交通省の「NETIS」登録によって、主たるユーザーである土木関連業者が官公庁関連事業の受注拡大が期待される。
⑤	ターゲットをコアユーザー、または使用用途等を絞り込むことにより、不要な機能やサービスを排除していく。
⑥	北海道内の電力関連グループのネットワークを活用しながら、コアユーザーの現場でも実証実験を進め、実績を積み重ねることにより顧客候補を囲い込む。

3) 想定される市場規模

一般社団法人 CLT 協会では、公共工事における敷鉄板の使用量を参考に「CLTmat」の市場分析を行った。なお、市場分析に当たっては、国土交通省北海道開発局の敷鉄板利用数を参考の上、想定される市場規模を試算したものである。主な内容は、以下のとおり。

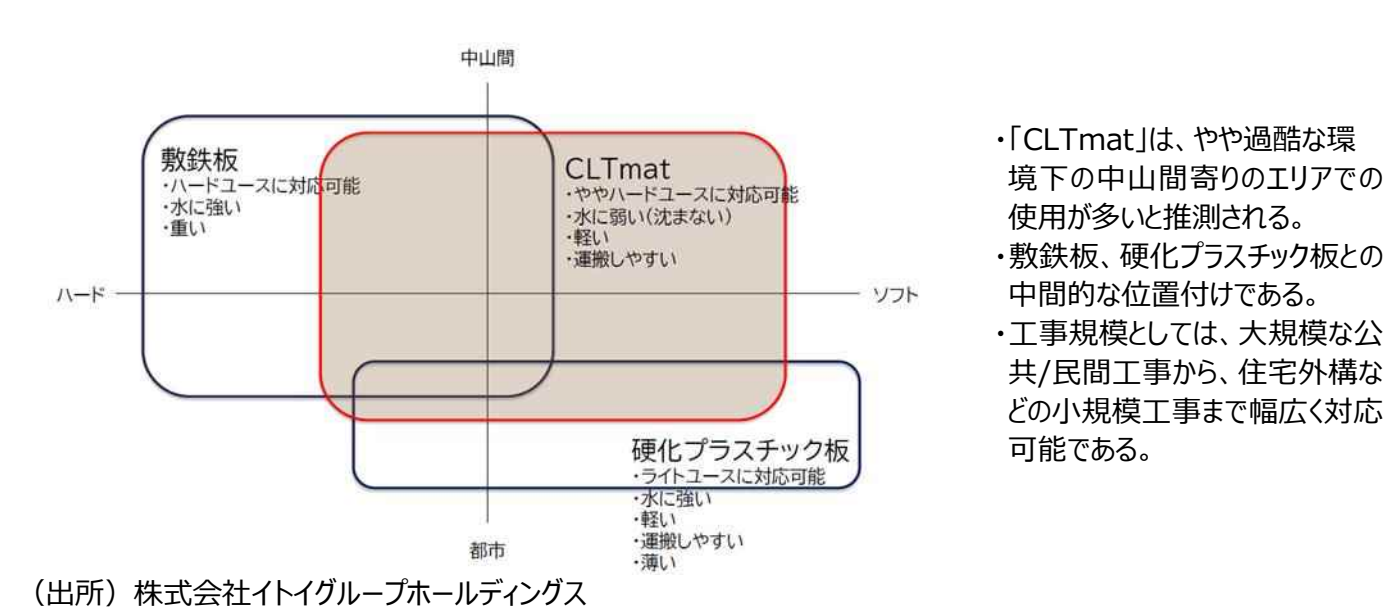
図表 3 「CLTmat」の市場分析

市場分析	国土交通省北海道開発局の工事では、年間の敷鉄板使用延べ枚数が 83,111 枚であった。その他、北海道建設部や民間工事等の枚数を合算すると約 15～20 万枚程度の需要があると推測する。
	敷鉄板の賃料市場規模は、国土交通省北海道開発局の発注工事だけで 5.67 億円の規模があり、北海道内の全公共工事では 10 億円を超える規模と推測する。
	国土交通省北海道開発局開発建設部部局ごとの現状の敷鉄板の使用量（9,465,150 日・枚）を「CLTmat」の使用量に置き換えると約 18,000,000 日・枚以上と推定する。100 日間平均で使用したと仮定すると、約 1,800 枚が必要である。また、10%の市場シェアを取れた場合は、約 18,000 日・枚（体積：0.41 m ³ /枚×1.8 万枚＝7,560 m ³ ）が必要となる。令和 3 年度木材統計（農水省）によると、令和 3 年度 CLT 年間生産量（全国）は 1.5 万 m ³ であることから、年間生産量の約半分近くを「CLTmat」が占めることになる。

4) 市場セグメンテーション

競合する製品との比較とポジショニングについては、以下のとおり。

図表 4 「CLTmat」の市場セグメンテーション



【ポイント】

- ・公共工事等において敷鉄板の需要があるため、「CLTmat」についてもある一定程度の需要があるが見込まれる。
- ・「CLTmat」のメリットは、敷鉄板と比較して価格面で優位、輸送・作業用コストの低減等がある一方で、耐朽性、強度、安定性の面で下回っている。
- ・使用限界となった「CLTmat」は、チップ化することにより、バイオマス原料として再利用が可能である。
- ・生産、加工、輸送、施工において、再利用の循環サイクルを実現することにより、全ての過程で温室効果ガスの排出削減が見込まれ、2050 ゼロカーボン北海道の実現に貢献するものである。

2. (株)CLTmat の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、(株)CLTmat の事業については、国際標準産業分類における「その他の機械器具及び有形物のレンタル及びリース」、「建設資材、金物、給排水設備および暖房器具および消耗品の卸売業」、「材料回収」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	
	生計	●	●
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系	●	●
	サーキュラリティ	●	●

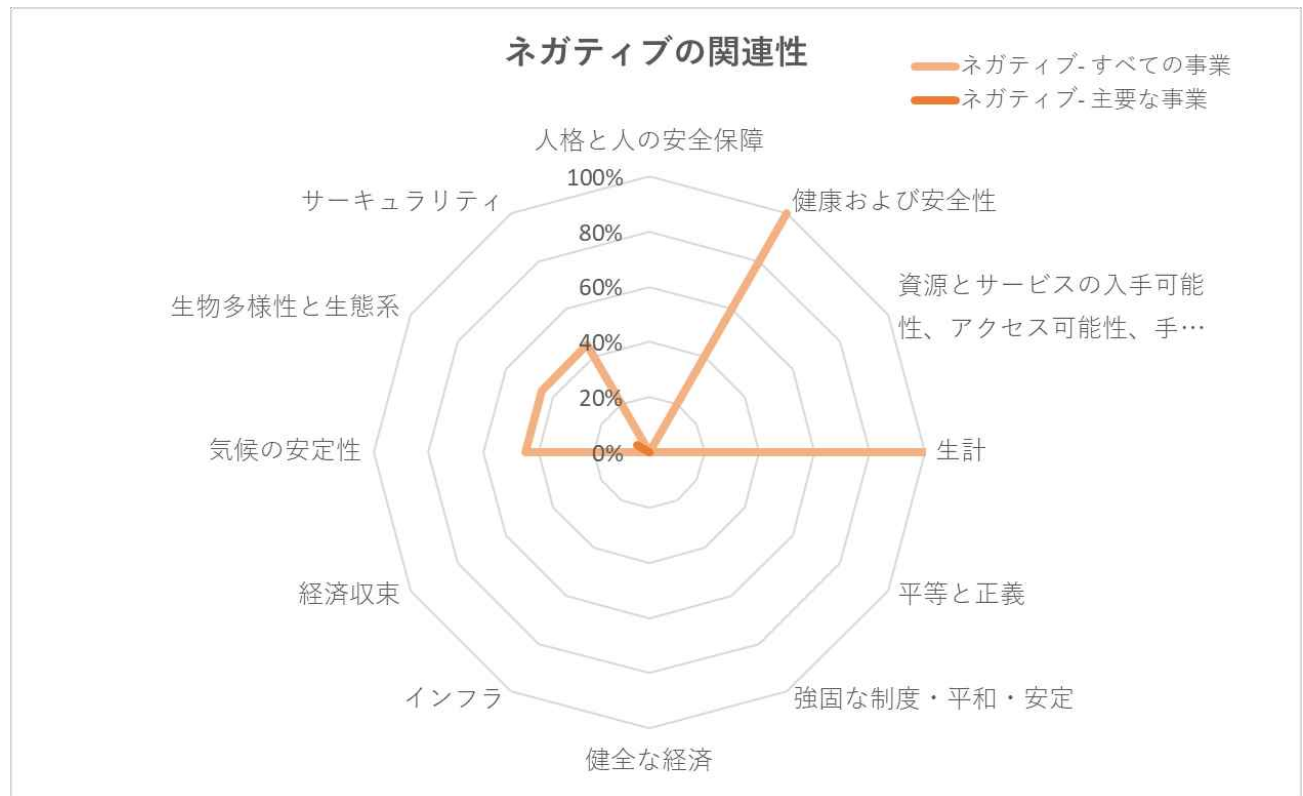
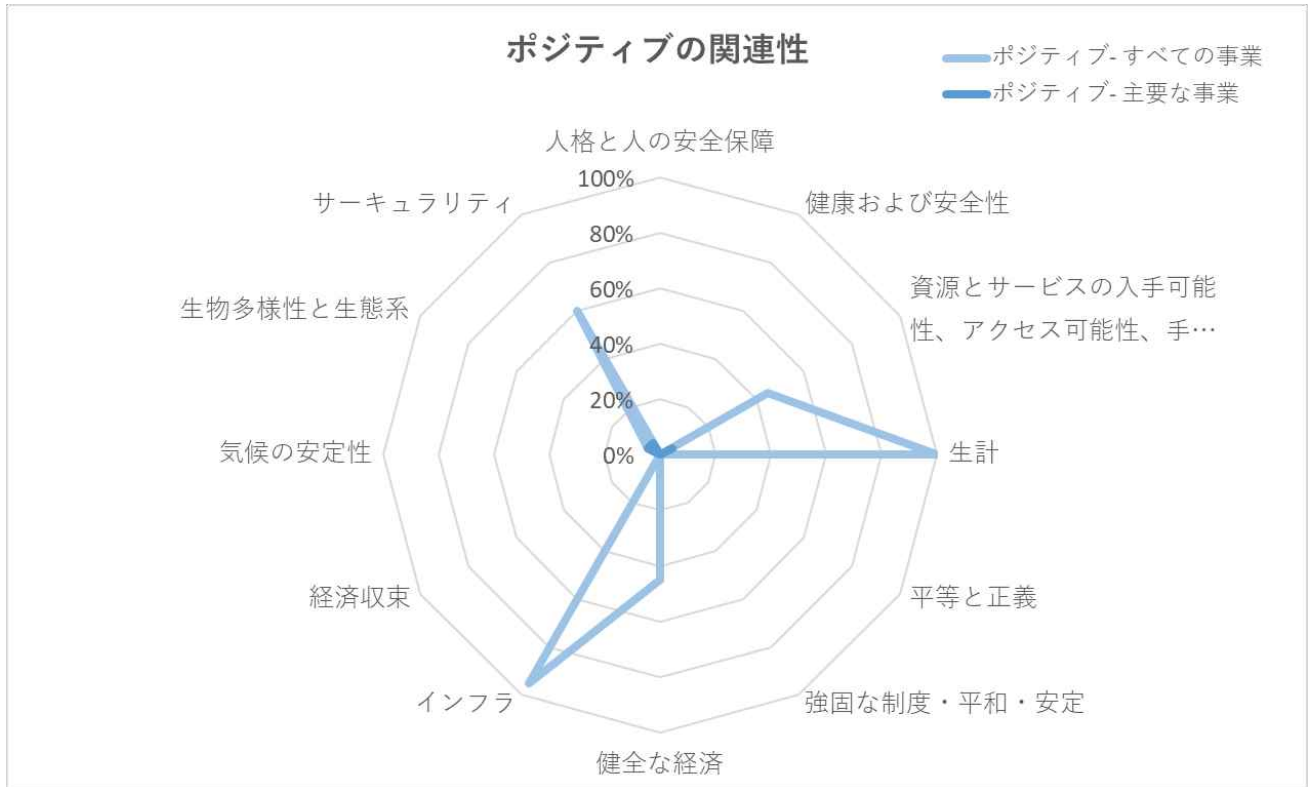
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表 1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		7730 その他の機械器具及び有形物の レンタル及びリース		4663 建設資材、金物、給排水設備および 暖房器具および消耗品の卸売業		3830 材料回収	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争								
		現代奴隷								
		児童労働								
		データプライバシー								
		自然災害								
	健康および安全性	—		●		●		●		●
	資源とサービスの入手可能性、ア クセス可能性、手ごろさ、品質	水								
		食料								
		エネルギー	●				●			
		住居	●				●			
		健康と衛生	●				●		●	
		教育								
		移動手段								
		情報								
		コネクティビティ								
		文化と伝統								
		ファイナンス								
	生計	雇用	●		●		●		●	
		賃金	●	●	●	●	●		●	●
		社会的保護		●		●		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等								
		民族・人種平等								
		年齢差別								
		その他の社会的弱者								
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配								
		市民的自由								
	健全な経済	セクターの多様性								
		零細・中小企業の繁栄	●				●		●	
	インフラ	—	●		●		●			
環境	経済収束	—								
	気候の安定性	—		●				●		●
	生物多様性と生態系	水域	●	●				●		●
		大気	●	●				●		●
		土壌	●					●		
		生物種	●	●			●	●		
		生息地	●	●			●	●		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●			●		●
		廃棄物	●	●	●		●	●		●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



これらの集約結果、及び(株)CLTmat の個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトトピック単位での修正内容は別表 2 のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	
	生計	●	●
	平等と正義		●
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系	●	●
	サーキュラリティ		●



全事業	
ポジティブ	ネガティブ
	●
●	
●	●
	●
●	
●	
●	
●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして「エネルギー」、「住居」、「健康と衛生」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加項目	ポジティブ・インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	創業後、資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っていくため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
		環境	気候の安定性	-	「CLTmat」の普及によって、温室効果ガス排出量の削減に貢献していくことから、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
	ネガティブ・インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等	創業後、ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っていくため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
				民族・人種平等	
				年齢差別	
				その他社会的弱者	
削除項目	ポジティブ・インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	住居	住宅やマンションの建築工事等の事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	医療サービスへのアクセス向上に資する事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	生計	賃金	従業員 1 人当たりの平均給与額が、北海道の産業別（物品賃貸業）と比較して低いことから、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と生態系	水域	水域の保全や水質の維持、大気の浄化や改善、土壌の改善・改良、地域の生物の生息地である森林や河川などの環境保全に直接関わる事業を行っていないことから、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
				大気	
				土壌	
				生物種	
				生息地	
	ネガティブ・インパクト	環境	気候の安定性	-	温室効果ガスの排出量を増加する事業を行っていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と生態系	水域	大量の汚水・廃油・粉塵等が出る工程がないことに加え、生物多様性や生態系に影響を与える事業や開発に直接携わっていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				大気	
				生物種	
				生息地	
	環境	環境	サーキュラリティ	資源強度	事業活動において大量の天然資源を使用せず、大量の廃棄物も発生しないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				廃棄物	

《別表 2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ		
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	—		●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー	●		●	
		住居	●			
		健康と衛生	●			
		教育			●	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●	●		●
		社会的保護		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等				●
		民族・人種平等				●
		年齢差別				●
		その他の社会的弱者				●
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性			●	
		零細・中小企業の繁栄	●			
	インフラ	—	●		●	
環境	経済収束	—				
	気候の安定性	—		●	●	
	生物多様性と生態系	水域	●	●		
		大気	●	●		
		土壌	●			
		生物種	●	●		
		生息地	●	●		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	
		廃棄物	●	●	●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

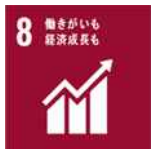
インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	経済力の向上と環境配慮に向けた取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー
		健全な経済	零細・中小企業の繁栄
		インフラ	－
		気候の安定性	－
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	－
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者
III	社内体制の構築や人材育成の推進に向けた各種取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育

4. (株)CLTmat に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（１）経済力の向上と環境配慮に向けた取組み

項目	内容		
インパクトの種類	PI の向上		
インパクト エリア/トピック	PI: 〈エネルギー〉、〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉、〈気候の安定性〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉		
影響を与える SDGs の目標	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  8 働きがいも 経済成長も  11 住み続けられる まちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に 具体的な対策を		
内容・対応方針	経済力の向上と環境配慮に向けた各種施策の実行		
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】		
	・自社事業における経済力の向上と環境配慮に向けた各種取組みの促進		
	【KPI】		
	・「CLTmat」の販売枚数・売上目標		
		販売枚数目標	売上目標
	2026 年 3 月末	1,320 枚／年度	30 百万円／年度
	2030 年 3 月末	10,000 枚／年度	240 百万円／年度
	・「CLTmat」の製造枚数・売上目標		
		製造目標	売上目標
	2026 年 3 月末	0 枚／年度	0 百万円／年度
2030 年 3 月末	2,000 枚／年度	32 百万円／年度	
・使用限界となった「CLTmat」の再利用（ウッドチップ化）の取組目標			
	製造目標	売上目標	
2029 年 3 月末	500 m ³ ／年度	1 百万円／年度	
2030 年 3 月末	1,215 m ³ ／年度	2.5 百万円／年度	

①経済力の向上と温室効果ガスの排出削減に向けた取組み
 (PI:〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉、〈気候の安定性〉、〈資源強度〉)

1)「CLTmat」による事業展開

(株)CLTmat は、親会社である株式会社イトイグループホールディングス、グループ会社である株式会社イトイ産業の建設関連事業で培った知見とリソースの活用のほか、全国にある CLT 工場との連携により「CLTmat」のレンタル事業を中心に展開していく。「CLTmat」の主な用途としては、道路や河川等の公共工事のほか、圃場整備、発電所の建設工事等を現状では想定している。

2025 年度については、5 月末までに全国の「CLTmat」の工場から順次仕入れを開始するとともに、大手ゼネコン、商社、地場ゼネコン業者を中心に営業商談や PR 活動も推進していく。6 月以降よりレンタル・販売活動を開始して、2025 年度内に 1,320 枚の仕入れをし、30 百万円の売上げを見込んでいる。

今後、将来的な需要増に対応するために 2029 年度より自社工場での内製化も視野に入れており、「CLTmat」の製造・販売量を増やすとともに、より低価格な製品の全国的な普及を目指していく。

ア.「CLTmat」の販売枚数・売上目標※

	販売枚数目標	売上目標
2026 年 3 月末	1,320 枚／年度	30 百万円／年度
2030 年 3 月末	10,000 枚／年度	240 百万円／年度

※販売用・レンタル用含む

イ. 自社工場での「CLTmat」の製造・売上目標※

	製造目標	売上目標
2026 年 3 月末	0 枚／年度	0 百万円／年度
2030 年 3 月末	2,000 枚／年度	32 百万円／年度

※販売用・レンタル用含む

2)「CLTmat」による林業の活性化、地域の経済力の向上

北海道は、全国の森林面積の約 1/4 を占める森林王国で、カラマツ、トドマツなどの人工林資源が充実していることに加え、利用期を迎えている。「CLTmat」の利活用により、北海道産材の利用促進、北海道の林業事業者の活性化に貢献することが期待されているとともに、地域経済の振興にもつながっていくことも期待されている。以下にその要点を取りまとめた。

項目	現状課題	「CLTmat」利活用による効果
北海道の木材需要	本州と違って、北海道の木材需要の多くはエゾマツ、トドマツ、カラマツといった針葉樹材で、主にパルプ原料として利用されている。ただし、昨今の紙需要の落ち込みにより価格が下落傾向にある。	エゾマツ、トドマツ、カラマツといった針葉樹材は、構造材としての利用が期待されており、「CLTmat」の利用促進により、これらの針葉樹材の需要も高まることが期待されている。
北海道の林業	パルプ用木材の需要が減少していることに加え、木材価格の下落や林業事業者の高齢化などにより、北海道の林業自体は衰退の一途を辿っている。現状では、北海道産木材の利用促進、林業事業者の減少と高齢化を食い止めることが喫緊の課題となっている。	国としても CLT の利用推進により、国内の木材需要の拡大を図っている。特に林業事業者においては、個人事業主や家族経営の林業経営体に加え、従業員数や資本金規模が少ない零細・中小規模の事業者が多く占めていることから、北海道内の針葉樹材の「CLTmat」への利用促進となれば、道産木材の利用促進につながるとともに、林業の活性化や林業事業者の担い手不足解消の一つの手段となることが期待されている。
地域経済への影響	北海道の林業は、豊かな森林資源を有し、木材生産量や生産額が全国でトップクラスである。しかしながら、道産木材の価格下落に加え、安価な輸入材が増加したことによる価格競争力の低下等の影響により林業の採算性の悪化、林業事業者の経営意欲の低下などをはじめ、地域経済への影響が懸念されている。	道産木材を利用した「CLTmat」の普及は、林業の 6 次産業化として捉えることができる。林業事業者の生産活動に加え、加工や販売まで手掛けることで、付加価値を高める取組みとなり、地元材の利用促進、地域産業の活性化、新たな木材需要の創出など地域経済の振興にもつながっていくことも期待されている。

3) 自社の事業活動を通じた「CLTmat」普及による温室効果ガス排出量の削減効果

「CLTmat」は製造・輸送・施工の過程で、1 m の工事用運搬路で使用している敷鉄板と比較すると 1mあたり約 1 トンの温室効果ガス（以下 GHG）排出の削減効果が見込まれる（以下参照）。

図表 5 「CLTmat」と敷鉄板の GHG 排出量の比較

主な用途	種別	GHG 排出量	内訳			
			CLTmat 製造	敷鉄板 製造	輸送	施工
工事用運搬路 （1 m あたり）	CLTmat 使用 （一部敷鉄板の使用を含む）	107.9	60.6	17.6	19.1	10.6
	敷鉄板のみ使用	1,163.5	0	1,128.7	31.9	2.9

単位：kg-CO2eq

（出所）株式会社イトイグループホールディングス

（株）CLTmat は、親会社である株式会社イトイグループホールディングス、グループ会社である株式会社イトイ産業の建設関連事業で培った知見とリソースの活用のほか、全国にある CLT 工場との連携により「CLTmat」のレンタル事業を中心に展開していく。将来的には、北海道産材の活用に加え、自社工場での内製化により、「CLTmat」の供給量を増やすとともに、より低価格な製品の全国的な普及を目指していく。

また、「CLTmat」と従来の敷鉄板等の建築資材と比較すると、製造、輸送、施工の過程で排出の削減効果が見込まれるため、以上の事業活動を通じて、脱炭素社会に貢献することが期待されている。

ア. 「CLTmat」普及による温室効果ガス排出量の削減効果※（2030 年 3 月末）

想定される GHG 排出量の 削減効果	販売枚数目標	売上目標
約 10 万トン／年度	10,000 枚／年度	240 百万円／年度

※販売用・レンタル用含む

図表 6 「CLTmat」と敷鉄板の輸送比較



敷鉄板は重量があるため、数枚程度しか運搬できない。
（出所）株式会社イトイグループホールディングス

「CLTmat」は敷鉄板と比較して、輸送効率が良い。

②使用限界となった「CLTmat」の再利用（PI:〈エネルギー〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

使用限界となった「CLTmat」を廃棄するのではなく、ウッドチップ化することにより、バイオマス発電の燃料として再利用に向けた取組みを図っていく。また、産業用ボイラーでも環境配慮の観点から廃材の使用も進んでいることから、この点に関しても使用限界となった「CLTmat」の再利用の検討を図っていくなど、資源物として有効利用率の向上や、社会のニーズである廃棄物の削減に努めていく。(株)CLTmat は、これらの事業を通じて、地域社会や地球環境との関わりを認識し、循環型社会の構築に積極的に貢献していく。

現状、「CLTmat」が使用限界となるのが 2028 年頃のため、それまではウッドチップの生産は予定していない。なお、2025 年度に関しては、ある一定程度需要が見込める札幌圏の顧客を中心に長期的な取引に向けた営業活動を推進していく。

「CLTmat」 ウッドチップの需要予測	・北海道のオホーツク地域は最も需要量が多く、次いで道央圏と見込んでおり、主に大規模バイオマス発電所が需要をけん引する。 ・現状、新規バイオマス発電施設の設立が難しい状況であるほど、北海道内のウッドチップの供給量は逼迫している。 ・熱利用のボイラー設備は道央圏、道北圏に多いため、「CLTmat」の物流拠点または近隣の既存ウッドチップ事業者と提携して販売することも可能であると見込んでいる。
---------------------------------	--

ア. 使用限界となった「CLTmat」のウッドチップ化の取組み目標

	製造目標	売上目標
2029 年 3 月末	500 m ³ ／年度	1 百万円／年度
2030 年 3 月末	1,215m ³ ／年度	2.5 百万円／年度

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア/トピック	PI: 〈雇用〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈賃金〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、 〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	・賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく ・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取組みの実施 ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、年齢、障がい等の有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・賃金のベースアップの実施 ・有給休暇取得の実施 ・労働災害事故の発生防止 ・女性管理職の登用の実現 ・多様な人材採用の実施 【KPI】 ・2029 年度の一人当たりの平均給与を創業後から 8 %アップの実現 ・2029 年末までに全社員平均有給休暇取得率(75%)の実現 ・2029 年末までに女性役職者の割合 (20%) の実現 ・2029 年末までに女性従業員の採用数 (3 人) の実現 ・2029 年末までに障がい者の従業員の採用数 (1 人) の実現 ・2029 年末までに外国人従業員の採用数 (2 人) の実現 ・2029 年末までにシニア層の従業員の採用数 (1 人) の実現 ・2029 年末までに人材採用のうち地域人材の採用数 (全採用数 15 人のうち 10 人) の実現

①賃金のベースアップの実施 (NI : 〈賃金〉)

創業間もない㈱CLTmat の従業員 1 人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2025 年 1 月平均給与（事業所規模 5 人以上）産業別（物品賃貸業）320,881 円を下回る水準となるが、今後は、担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させることに加え、2029 年度の一人当たりの平均給与を創業後から 8 %アップさせることで、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく。

②ワークライフバランスの推進（NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉）

厚生労働省がこのほど公表した 2023 年「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 62.1%である中、「不動産業、物品賃貸業」の有休取得率は 61.3%で平均を若干下回っている。

創業間もない㈱CLTmat では、働き方改革関連法を遵守することに加え、福利厚生充実、社内の業務フローの検討を図りながら、2029 年未までには平均有給休暇取得率 75%を目指している。なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与していくとともに、産休育児、介護休業等は就業規則規定に則り申請があった場合付与していく。

図表 7 ㈱CLTmat の就業規則（一部抜粋）

【育児休暇・時間】

- ・生後 1 年未満の新生児がいる職員に限り、休憩の他に 1 日 1 時間の育児時間を取れる。
 - ・子が 1 歳になるまでを限度として育児休業申出届に記載された期間に育児休暇を取得可能。ただし「入社 1 年未満」「1 年以内に退職する」「週所定労働が 2 日以内」の職員は取得させる必要なし。
- なおこの期間は無給となるが出勤率算定では出勤とみなす。

【産前産後休暇】

- ・6 週間以内に出産予定の職員が請求した場合は産前休暇／産後 8 週間以内は産後休暇を与える。なお妊娠中の職員が請求した場合には休暇ではなく軽易な業務に転換。
- なおこの期間は無給となるが、出勤率の査定に影響させない。
- ・妊娠中または出産後 1 年未満の職員は、所定労働時間内に母子保健法に定める健康診査または保健指導を受信するために通院に必要な時間を請求できる。
- ※短時間勤務、時差出勤、休憩延長の措置を受けられる。

【介護休暇および看護休暇】

- ・要介護状態の家族がいる職員は、対象が 1 名の場合：年に 5 日／対象が 2 名以上の場合：年に 10 日 まで取得可能。この場合の 1 年間とは 4 月～3 月までとする。
- ただし「入社半年未満」「週所定労働が 2 日以内」の職員は取得させる必要なし。
- なおこの期間は無給となるが手巾率算定では出勤とみなす。

【特別休暇】

- ・結婚休暇（本人 7 日／子 3 日）
 - ・出産休暇（配偶者 2 日）
 - ・忌引休暇（配偶者、親、子 7 日／兄弟姉妹、義父母、祖父母、孫、子の配偶者 2 日）
 - ・業務上の負傷または疫病（医師が必要と認める期間）
 - ・官公庁より出頭を命じられた場合（会社が必要と認める期間）
 - ・災害にあった場合（会社が必要と認める期間）
 - ・伝染病予防法による就業禁止（禁止された期間）
 - ・転勤による引っ越し準備（単身 2 日／家族同伴 4 日）
- なお特別休暇に関しては全て賃金を支払うものとする。

【年次有給休暇】

- ・勤続年数に応じてそれぞれの日数を付与する。

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

③労働環境整備に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

創業間もない(株)CLTmat では、以下の取組みを積極的に行い、労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備に取り組んでいく。

ア．労働安全衛生に対する取組み状況

会合名	実施頻度	主な内容
安全大会	年 1 回	警察署や労働基準監督署から、交通安全や労災等の様々な事例紹介や指導を予定している。
安全訓練	月 1 回	過去の事故事例やヒヤリハット事例をもとに、原因や対策について各部署へ共有する。

④ダイバーシティの推進

（PI：〈雇用〉 NI：〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉）

(株)CLTmat は、多様な人材の活用を推進して、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めていく。なお、建設関連業における女性の割合は全産業と比較して低い傾向であるため、(株)CLTmat では業界において率先して女性社員雇用向上に向けた取組みを図っていく。その他、障がい者や外国人、シニア層等の雇用も推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みも図っていく。

主な取組み項目	具体的な取組み内容
女性社員の雇用の取組み	育児休暇、産前産後休暇の整備等をはじめとした柔軟な働き方により、女性社員の雇用の向上を図っていく。
障がい者雇用の取組み	2025 年度より受け入れ開始予定
外国人雇用の取組み	外国人従業員を採用予定
定年再雇用制度	定年再雇用の実施

ア．女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

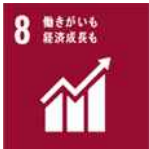
項目	実績 (2025 年 4 月末)	目標 (2029 年 12 月末)
女性正社員数	0 人	3 人
役職者における女性の割合	0 %	20%
障がい者従業員数(パート・アルバイト含む)	0 人	1 人
外国人従業員数	0 人	2 人
シニア層の従業員数(60 歳以上、パート・アルバイト含む)	0 人	1 人
全従業員数	0 人	30 人

イ．地域人材の積極的な採用

地域人材の採用は地域経済の活性化に貢献する取組みでもあるため、(株)CLTmat では積極的な地域人材の採用を図っていく。

項目	実績 (2025 年 4 月末)	目標 (2029 年 12 月末)
人材の採用	0 人	15 人 (うち地域人材採用数 10 人)

(3) 社内体制の構築や人材育成の推進に向けた各種取組み

項目	内容								
インパクトの種類	PI の向上								
インパクト エリア／カテゴリー	PI：〈教育〉								
影響を与える SDGs の目標	 								
内容・対応方針	・社内体制の構築に向けた各種取組みの推進 ・各種研修の実施により人材育成の推進に注力								
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・社内体制の構築に向けた各種取組みを推進するとともに、人材育成の推進に注力する。 【KPI】 ・人材育成に向けた各種研修の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th><th>実施頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マナー研修</td><td>年 1 回</td></tr> <tr> <td>事業責任者研修</td><td>年 4 回</td></tr> <tr> <td>チーム研修</td><td>年 6 回</td></tr> </tbody> </table>	研修名	実施頻度	マナー研修	年 1 回	事業責任者研修	年 4 回	チーム研修	年 6 回
研修名	実施頻度								
マナー研修	年 1 回								
事業責任者研修	年 4 回								
チーム研修	年 6 回								

①社内体制の構築に向けた各種取組みの推進（PI：〈教育〉）

創業間もない㈱CLTmat では、社内体制の構築に向けて、組織として以下の取組みを実施していく。

主な取組み項目	主な取組み内容
【内部管理体制】 経営理念及び経営目標を社内で共有している。	長期成長戦略を掲げ、2033 年度までにイトイグループホールディングス全体で売上 100 億円、地域振興費 5,000 万円の経営目標を各種会議で周知する。
【法令遵守】 法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	コンプライアンス遵守について、毎月の社員会議で周知し徹底するように指導を行っていく。
【組織体制】 企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署等の体制を整備している。	創業して間もないため体制としては未整備ではあるが、今後 SDGs 担当チームを創設する。
【リスクマネジメント】 リスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスを整備している。	ISO 担当者によるリスクマネジメント研修を年 1 回実施予定である。また、会計参与を設置し、適正な監査体制を構築して、1 ヶ月毎に監査を実施する。

②人材育成の推進（PI：〈教育〉）

（株）CLTmat では、以下の各種研修の実施により、全従業員の業務スキルの標準化及び向上を図っていく。

ア．研修の実施状況

研修名	実施頻度	主な研修内容等
マナー研修	年 1 回	ビジネスマナーや接遇マナー
事業責任者研修	年 4 回	幹部人材の育成
チーム研修	年 6 回	チーム毎にリーダーとメンバーで相互評価表を作成

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(株)CLTmat の事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

①環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、経済力を高める各種施策の実行を通じて、事業領域の拡大による製造・売上目標の向上を図っていく。

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

③社内体制の構築や人材育成の推進に向けた各種取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 4 質の高い教育を みんなに	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも 経済成長も	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、社内体制の構築に向けた各種取組みを推進するとともに、人材育成の推進に注力することを通じて、会社の経営基盤の確立に寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

(株)CLTmat が拠点を置く北海道では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするものとして、1998 年 3 月に北海道環境基本計画（以下、本計画）〔第 1 次計画〕を策定し、その後、2008 年 3 月には本計画の〔第 2 次計画〕、2016 年 3 月には施策の方向などの見直しを行った本計画の第 2 次計画改定版を策定してきた。

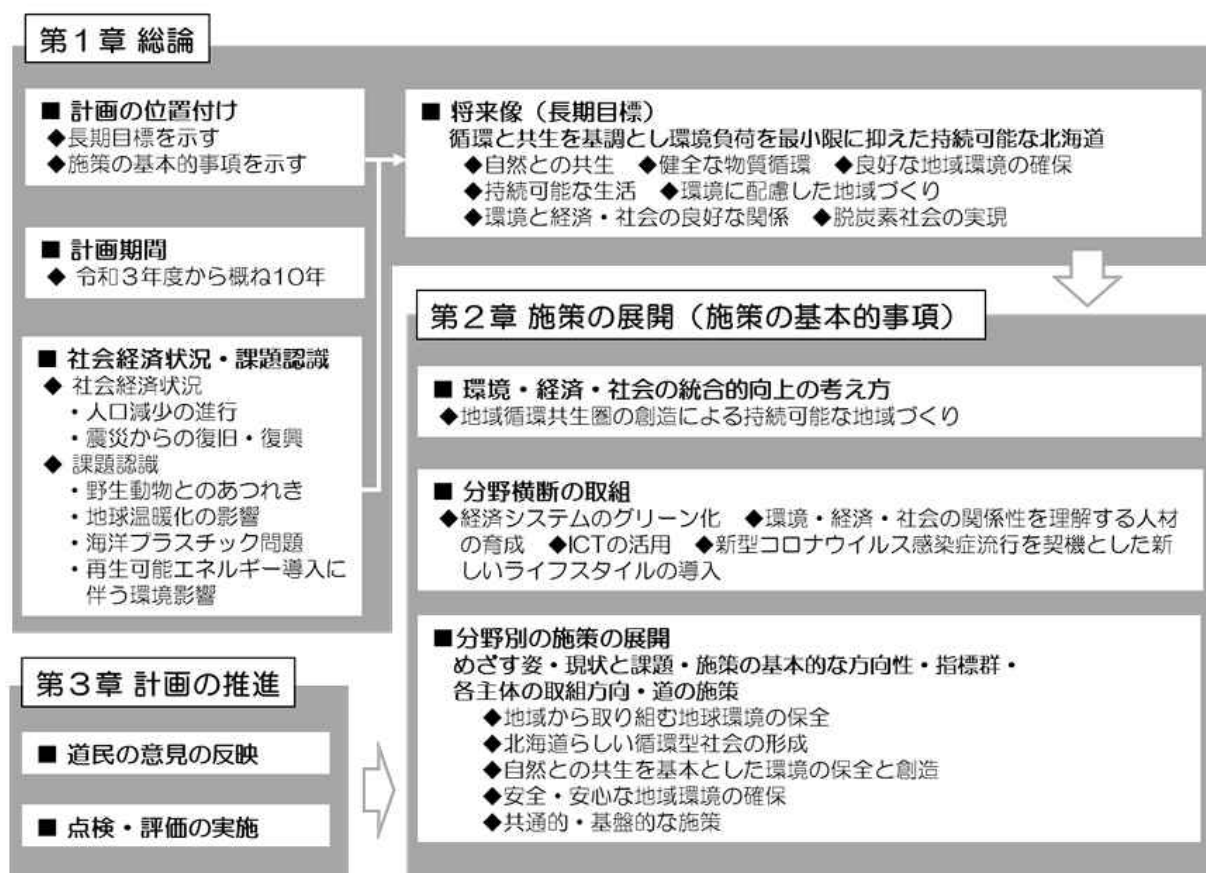
国は 2018 年に第 5 次環境基本計画を策定し、各地域が自立・分散型の社会を形成するとともに地域資源等を補完して支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指して、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組みを進めている。

このような社会情勢の変化やこれまでの環境基本計画の進捗状況を踏まえ、北海道は、今後の本道の環境施策の方向性を示すため、循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道を目指して、2021 年 3 月に本計画の〔第 3 次計画〕を策定した。

①本計画の構成

本計画は、長期目標と施策の基本的事項を定めることとしている。パリ協定や温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言なども踏まえ、2050 年頃を展望した北海道の将来あるべき環境の姿とその具体的なイメージを将来像（長期目標）として示すとともに、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の展開（施策の基本的事項）を掲げている。

図表 8 本計画の構成



（出所）北海道環境基本計画

②施策の展開等

1) 理想的な将来像

2050 年頃を展望した将来像	循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道 ～ 未来に引き継ごう恵み豊かな環境 ～
将来像の視点	・自然と共生する ・健全な物質循環を確保する ・良好な地域環境を確保する ・持続可能な生活をめざす ・環境に配慮した地域づくりをすすめる ・環境と経済・社会の良好な関係をつくる ・脱炭素社会を実現する

2) 分野別の施策の展開

No	分野	めざす姿	現状と課題	指標群
1	地域から取り組む地球環境の保全	・温室効果ガス排出量を再生可能エネルギーの普及や吸収源対策で実質ゼロ化 ・地域循環共生圏の形成による資源の地産地消や健全な森林の維持	・二酸化炭素排出量は近年減少傾向も基準年（平成 2 年度）より増加【北海道 7,017 万 t-CO2】 ・豊富なエネルギー資源の有効活用や二酸化炭素吸収源である森林の整備・保全が重要 ・気候変動への適応を進めるため、総合的かつ計画的な取組の推進が求められる	・温室効果ガス排出量（万 tCO2） ・新エネルギー導入量発電分野（百万 kWh） ・森林の蓄積（百万 m³）
2	北海道らしい循環型社会の形成	・3Rや適正処理が社会に定着 ・バイオマスの利活用の定着や従来と異なる技術によるイノベーションの創出などによるリサイクル関連産業の発展	・一人 1 日あたりのごみ排出量が全国平均より多い【全国 918 g、北海道 969 g】 ・豊富に存在するバイオマスの利活用の推進が重要	・一般廃棄物の排出量（g/人・日） ・一般廃棄物のリサイクル率（%） ・廃棄物系バイオマス利活用率（%）
3	自然との共生を基本とした環境の保全と創造	・自然の保全と利用の両立の考え方の定着 ・野生生物による農林水産業等被害の低減 ・外来種の拡散防止と排除	・利用者の増加やマナーに起因する自然環境への悪影響の懸念 ・エゾシカによる多大な農林業被害 ・ヒグマの市街地出没の多発 ・アライグマなど外来種による生態系の破壊	・自然公園利用者数 ・エゾシカ個体数指数（東部） ・エゾシカ個体数指数（西部） ・「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数
4	安全・安心な地域環境の確保	・きれいな空気と水の維持、健全な水循環の確保 ・健康で安全・安心に生活できる地域環境の確保	・湖沼など閉鎖性水域の環境基準達成率が低いほか、一部地域において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を確認 ・騒音に関する環境基準を達成できていない地点がある	・大気環境基準達成率（%） ・水質環境基準達成率（%） ・騒音に関する環境基準達成率（一般地域・自動車・航空機）（%）
5	共通的・基盤的な施策	・環境負荷の少ない生活 ・社会的な責任を持ち、環境に配慮した事業活動 ・自然が持つ様々な機能を活用した地域づくり	・環境教育の機会や場、指導者の育成が必要 ・基幹産業である農林水産業などが持続的に発展するため環境と調和した産業の展開が求められる ・環境と調和したまちづくりの推進	・「環境配慮活動実践者」の割合（%） ・環境管理システムの認証取得事業所数 ・Yes!clean 作付面積（ha） ・北方型住宅としてデータ登録された戸数

③企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本計画を基に、(株)CLTmat の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の分野別の施策の展開への取り組みが認められ、(株)CLTmat は自社の事業を通じて北海道の掲げる本計画に対して十分に貢献していると考えられる。

No	分野	(株)CLTmat の取組み	関連が想定される SDG s
1	地域から取り組む地球環境の保全	「CLTmat」は製造・輸送・施工の過程で、温室効果ガスの削減効果が見込まれる。	   
2	北海道らしい循環型社会の形成	使用限界となった「CLTmat」を廃棄するのではなく、ウッドチップ化することにより、バイオマス発電の燃料として再利用する取組みを図っていく。	   
5	共通的・基盤的な施策	将来的に CLTmat を製造する際は、北海道産材の活用を推進する。	 

6. (株)CLTmat のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

(株)CLTmat は、菅原代表取締役 CEO を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、菅原代表取締役 CEO を最高責任者として、銀行に対する報告も同氏が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、菅原代表取締役 CEO が統括し、達成度合いも同氏がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

(株)CLTmat の責任者	代表取締役 CEO 菅原 大介
(株)CLTmat のモニタリング担当者	代表取締役 CEO 菅原 大介
銀行に対する報告担当者	代表取締役 CEO 菅原 大介

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と(株)CLTmat の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上